

共に生きる力を育む

『福祉教育サポートブック』

～「総合的な学習の時間」の支援～



社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

ボランティアセンター

(旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会)

【令和6年7月発行】

目 次

■ 『福祉教育サポートブック』の作成にあたって	1
■ 福祉教育の歴史	2
■ 旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターが 取り組む『福祉教育』の支援	2
■ 旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターの支援内容	
1 福祉教育用具の貸出しについて	2
(1) 貸出物品一覧表	
(2) 貸出期間について	
(3) 貸出しの手続きについて	
(4) 貸出しまでの流れについて	
(5) 破損・汚損があった場合	
2 「総合的な学習の時間」の支援	4
(1) プログラム実践例	
(2) プログラム支援までの流れ	
(3) 「車いす体験」と「高齢者疑似体験」の実践例	
(4) その他の機関で行っている支援	
■ 旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター事業	8
1 ボランティア活動支援事業	
2 愛情銀行事業	
3 ボランティア振興基金事業	
■ 旭川市社会福祉協議会福祉教育用具貸出要綱	9
■ 福祉教育用具借用申込書	11
■ 福祉教育に関する参考ページ	13

『福祉教育サポートブック』の作成にあたって

本書は、平成27年度に旭川市立小中学校79校にご協力をいただき、旭川市ボランティアセンター（当時）が実施した『学校における福祉教育の取り組み調査』の結果から、「福祉教育をプログラム化してほしい」という先生方（現場）の声を受けて作成し、令和元年8月に初版を発行しました。

同調査の中で、『福祉教育』における課題として、「時間が確保できない」「福祉教育のノウハウがない」「相談先がわからない」などが挙げられており、ボランティアセンターにも、福祉教育についてのプログラムやゲストティーチャーの調整、疑似体験の実施についてなど、さまざまな相談が学校から寄せられていました。それらの『福祉教育』に関する課題が解決できるように、また、学校と地域の方が一緒に豊かな心を育む福祉環境づくりのお手伝いになること、そして、『福祉教育』を実施する際の参考となり、ゆとりある授業となることを願い、本書を作成いたしました。

初版発行からの時間の経過に伴い、一部内容が変更となっているところもあることから、今回、改訂版を発行することといたしました。

今後も引き続き、より良い『福祉教育』となるための支援に努めていきたいと考えておりますので、本書をさまざまな場面でご活用いただければ幸いです。

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会

委員長 井田俊美

■福祉教育の歴史

1950年	徳島県の子ども民生委員制度、共同募金会による副読本作成、神奈川県「社会事業教育実施校制度」が福祉教育の始まりといわれている。
1977年	国の事業として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が発足し、社会福祉協議会が中心となり推進。これにより小中高校生に対して福祉に関する学習プログラムの取り組みが行われ、1980年代には各地に福祉教育の実践が広がっていった。
1993年	厚生省（現・厚生労働省）告示の「国民の社会福祉に関する活動への参加促進を図るための措置に関する基本的な指針」の中で福祉教育・学習が明記され、児童・生徒に対する福祉教育以外にも、地域住民や企業で働く人に対しての福祉教育・学習の必要性が明記された。
2002年	学習指導要領が改訂され総合的な学習の時間が創設。ボランティア体験や自然体験などの体験活動を活かした学習を充実すること、各学校が創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、国際理解・外国語会話、情報、環境、福祉、健康など横断的・総合的な学習などを実施するため、「総合的な学習の時間」を創設することが明記された。

■旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターが取り組む『福祉教育』の支援

『福祉教育』における疑似体験や当事者の暮らしについて直接、話しを聞くことや関わりを持つことによって、自分との違いを認め合い、人の気持ちに共感できる力や自分の考えを表現する力を養い、また、生活のしづらさの要因とその背景について具体的に知り、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決するための工夫や「自分にできること」を実践する力を養い「共に生きる力」を身に付けることを目的に支援を行っています。



■旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターの支援内容

1 福祉教育用具の貸出しについて

(1) 貸出物品一覧表

No.	物品名	数量	備考
1	車いす	15台	自走式13台、介助式2台
2	高齢者疑似体験セット（成人用）	20セット	小学4～5年生以上が対象 ☆
3	高齢者疑似体験セット（子ども用）	10セット	おおむね小学3年生以下が対象 ☆
4	アイマスク	20枚	
5	白杖	20本	
6	プロジェクター	2台	
7	スクリーン	2台	
8	ワイヤレスアンプ	1台	マイク2本付

☆使用する児童の体格により、成人用か子ども用かを判断してください。

※各物品の数量は変更となることがあります。数量は令和6年6月現在です。

(2) 貸出期間について

原則、体験実施日を基準に、貸出返却の前後2日間を加算した期間が基本となり、最長1週間となります。また、貸出しは、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)を除く、平日の午前9時から午後5時までとなっていますので、貸出し及び返却の時間は厳守してください。

(3) 貸出しの手続きについて

借用のため来所された際、窓口に備え付けている「福祉教育用具借用申込書」(11P参照)に記入していただきます。返却時に書類の記入などはありません。

(4) 貸出しまでの流れについて

①予約

電話にて用具の空き状況を確認の上、予約してください。

②貸出し

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターへ直接、貸出物品を取りに来ていただきます。その際「福祉教育用具借用申込書」に学校名、連絡先電話番号など必要事項を記入していただきます。印鑑は必要ありません。車いすは意外と場所をとるため、大きめの車両を用意されることをお勧めします。

③使用後

- 1) 消毒液などで、直接皮膚に触れる箇所を全て消毒してください。
- 2) 高齢者疑似体験セットについては、バッグのポケットに収納時の写真(片付け見本)が入っていますので、それを参考に整理してください。きちんと整理されていないケースが大変多いことから、次の方が気持ちよく使えるよう、必ず整理して収納してください。

④返却

借用した物品数及び破損の有無を確認の上、返却してください。

(5) 破損・汚損があった場合

原状回復を行い、その費用を負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、返却後、当方にて確認した際に破損・汚損が見つかった場合も、同様に費用を負担していただきます。



使用後、きちんと整理されないまま収納し、返却されるケースが大変多い状況があります。そのため、用具が破損するケースが増えています。用具の取扱いには十分注意するとともに、きちんと整理して返却願います。



車いす15台



高齢者疑似体験セット
成人用 20セット
子ども用10セット



アイマスク20枚



白杖20本



プロジェクター2台



スクリーン2台
100インチ



ワイヤレスアンプ
マイク2本付

2 「総合的な学習の時間」の支援

(1) プログラム実践例

プログラム	内 容	ねらい	ボラセンの役割
車いす・高齢者疑似体験 	◎講話 ◎車いす体験 ◎高齢者疑似体験	体験することで高齢者や障がいのある方の不自由さや不便さ、不安などに気づき、課題意識を持つことで、当事者への理解を深める。	◎講話開催 ◎疑似体験授業 ◎福祉用具貸出
障がい者スポーツ	◎講話（当事者） ◎車いすバスケットボールやボッチャ等の体験など	障がい者スポーツを通して、障がいのある方との交流を図り、相手への理解を深め、「共に生きる力」を養う。	◎講師調整（※） 
障がいのある方による講座	◎視覚障がい者の講話や手引き（誘導）の体験	視覚障がい者の暮らしについて知り、理解をすすめる。また、障がいがあっても「できること」に着目し、尊厳についても学ぶ。	◎講師調整（※） ◎福祉出前講座の情報提供
ボランティア団体による出前講座 	◎ボランティア活動の発表 ◎視覚障がい者への朗読の体験 ◎聴覚障がい者への要約筆記の体験 ◎手話歌の体験	ボランティア活動者の話しを聞くことで、ボランティア活動への関心を持ち、障がいのある方が地域で暮らすために必要な支援とそれを支える人について、実際の体験を通して学ぶ。	◎講師調整（※）
高齢者の暮らしについて	◎施設の見学やボランティア活動前に知っておくことについて ◎在宅や施設で暮らす高齢者の支援について	高齢者の暮らしにおける課題を知り、高齢者を支える制度やサービスとはどのようなものがあるのかについて学ぶ。	◎講話開催 
施設の見学や当事者との交流、ボランティア活動の体験 	◎施設の役割についての説明 ◎施設を訪問し、そこで暮らす高齢者のお話を聞く。 ◎昔遊びや歌などで交流を図る。	施設の役割や、そこでの暮らしについて理解し、交流を図ることで、より当事者の気持ちを理解する。また、施設でのボランティア活動により、達成感や充実感を得ることで、ボランティア活動の喜びを経験する。	◎体験先と体験内容の調整

※「講師調整」については、講師への謝金が必要となります。

プログラム	内 容	ねらい	ボラセンの役割
バリアフリーについて 	◎身近な暮らしにあるバリアフリーやユニバーサルデザインについての講話 ◎ユニバーサルデザインの物にふれる。 ◎街のなかにあるバリアフリーを調査する。	身近なバリアフリーやユニバーサルデザインについて知り、工夫された部分やその理由について考察し、工夫して環境を変えることで、誰もが安心して暮らせる地域になることを理解する。	◎講話開催 ◎障がい者のためのマークやユニバーサルデザインの物品紹介
調査や研究、学んだことの発表 	◎福祉について（例：車いすの種類や歴史についてなど）、調査や研究したこと、学んだことを発表し、意見交換を行う。	福祉について興味や疑問を持ったことについて自分で調べ、情報を収集・理解し、福祉について関心を高める。発表についての意見交換をして、自分たちの気づきを共有する。また、人それぞれの考え方があることを知り、お互いに認め合う大切さを学ぶ。	◎発表に対しての助言や質疑応答など
災害ボランティアについて	◎災害ボランティア実践発表 ◎災害ボランティアセンターの役割と機能について ◎災害時におけるボランティアセンターの取り組み	災害を身近に感じ、万が一に備えての心構えや対応について知る。災害ボランティアの実践発表により、「災害時にできること」について考える。	◎発表者の調整 ◎講話開催
その他（相談と計画など）	◎学習の目的に合わせて、どのようなプログラムが良いのか、ご相談をお受けします。	さまざまな社会資源を活用しながら、学習の目的達成のために、先生方と一緒に新しいプログラムづくりを行います。	

（２）プログラム支援の流れ

①旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターへの相談

実施したい内容と目的、実施希望日、対象学年と人数などをお知らせください。

②依頼文書の送付

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター又は支援する団体などへ依頼文書を送付してください。

③打合せ

学校と支援する団体などで打合せを行います。

④「総合的な学習の時間」授業当日

会場設営などは学校側で対応願います。

⑤終了後

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターや支援した団体などへ、感想文等の提供をお願いします。

(3)「車いす体験」と「高齢者疑似体験」の実践例

- ・対象者：小学5年生 2クラス（60名）
- ・所要時間：授業の約2時間分
- ・旭川市社会福祉協議会職員2名でのサポート
 ※謝金等について、例示の実践例では必要ありませんが、講話などを担当する個人や団体、施設などによっては必要となります。
- ・「車いす体験」「高齢者疑似体験」、いずれも介助する人と介助される人の両方を体験します。
 ※今回の実践例では、車いす体験は体育館で、疑似体験は視聴覚室で行うことを想定しています。

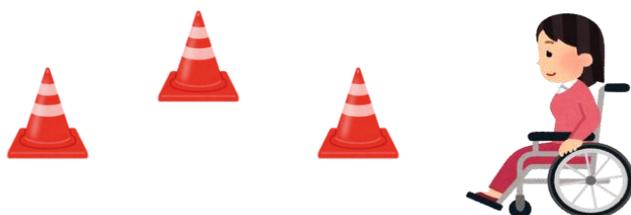
〈プログラム〉

時間	1組（30人）		2組（30人）	
10:20-11:05	10:20-11:05	■車いす体験 ①車いすの説明 ②自走体験 ③介助体験	10:20-10:30 10:30-10:40 10:40-10:50 10:50-11:00 11:00-11:05	■高齢者疑似体験 ①1人目装着 ②高齢者疑似体験 ③2人目装着 ④高齢者疑似体験 ⑤片づけ
11:05-11:10	視聴覚室へ移動		体育館へ移動	
11:10-11:55	11:10-11:20 11:20-11:30 11:30-11:40 11:40-11:50 11:50-11:55	■高齢者疑似体験 ①1人目装着 ②高齢者疑似体験 ③2人目装着 ④高齢者疑似体験 ⑤片づけ	11:10-11:55	■車いす体験 ①車いすの説明 ②自走体験 ③介助体験

〈準備など〉

	車いす体験	高齢者疑似体験
学校で準備していただくもの	マット2枚、コーン20本	セロハンテープ、テーブル、パソコン、プロジェクター、スクリーン
体験メニュー	◇車いすのたたみ方 ◇コーンの間を自走 ◇マットを使った段差での介助体験 （車いすを後ろ向きにして降ろすなど）	◇階段の上り下りで身体の不自由さの体験 ◇チラシで見やすい色や見える範囲の体験 ◇イヤーマフで聞こえ方の違い ◇介助するときの声のかけ方や安全へ配慮

※車いす及び高齢者疑似体験セットは、学校側で事前にボランティアセンターまで借りに来ていただきます。



(4) その他の機関で行っている支援

①福祉出前講座

内 容	障がいのある方が講師となり、障がい者の生活や実体験をお話しします。 (費用：無料)
担当部局	旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係 (〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階)
連絡先	電話番号：25-6476 FAX：29-6404 Eメール：syougai-fukusi@city.asahikawa.lg.jp
ホームページ	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/179/184/d057477.html ※講座のチラシや申込書などを掲載しています。
申込みにあたって	身体に障がいのある方が講師となりますが、障がいの種別によって講座内容も変わりますので、事前にご相談ください。なお、予算に限りがあることから、早期に受付を終了する場合がありますので、ご注意ください。

②手話出前講座

内 容	手話の講師を派遣しています。手話による簡単な挨拶や、聴覚障がいについてなど、受講団体のご希望を伺います。(費用：無料)
担当部局	旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係 (〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階)
連絡先	電話番号：25-6476 FAX：29-6404 Eメール：syougai-fukusi@city.asahikawa.lg.jp
ホームページ	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/179/184/d072654.html ※講座のチラシや申込書などを掲載しています。
備 考	講座の時間は、1回あたり45分間又は1時間30分となっていますので、ご相談ください。

③認知症サポーター養成講座

内 容	認知症の基礎知識（症状や予防等）や認知症の方や家族の思い、接し方などについて学ぶ講座です。授業の1コマ（45分又は50分）で行うことができます。(費用：無料)
担当部局	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 (〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階)
連絡先	電話番号：90-1449 FAX：23-0746 Eメール：caravan@asahikawa-shakyo.or.jp
ホームページ	https://www.asahikawa-shakyo.or.jp/dementia/post.html ※講座のリーフレットや申込書などを掲載しています。
備 考	およそ10名からの申込みが可能で、個人宅や職場、学校などで開催が可能です。開催予定日の約2か月前までにFAX又はEメール、電話でお申込ください。

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティア活動の「つながる」「ひろがる」を支える

1 ボランティア活動支援事業

- (1) ボランティア活動者の登録手続き
- (2) ボランティアを「必要としている人」「活動したい人」の相談対応とコーディネート
- (3) ボランティア情報の発信（ホームページ、Facebook、Instagram）
- (4) 「ボラセン通信」の発行
- (5) ボランティア保険の相談・加入窓口
- (6) ボランティア活動者の育成（ボランティア養成研修などの開催）
- (7) 地域でのボランティア活動の推進（ボランティア講座開催）
- (8) ボランティア活動者及び団体の表彰と助成金情報の発信
- (9) 福祉教育の支援
- (10) 福祉教育用具の貸出し
- (11) その他、ボランティア活動者への支援など



2 愛情銀行事業

- (1) 使われなくなった介護用品などの寄附に関する相談を受け付け、それを必要としている方や施設などへの橋渡しを行います。

※寄附物品例：車いす、紙おむつなどの介護用品、石けん、タオルなどの日用品など

- (2) 書き損じハガキやベルマークなどの寄附も福祉に役立たせています。

※使用済み切手や使用済みプリペイドカードなどの受付は行っていません。



3 ボランティア振興基金事業

みなさまからの善意のこもった寄附金を、ボランティア活動の情報発信や高齢者疑似体験セットなどの購入・福祉教育の推進に役立たせるなど、ボランティア活動の普及・啓発等に活用しています。

旭川市社会福祉協議会福祉教育用具貸出要綱

令和3年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア団体や地縁組織の活動、各種研修会、小中学校における福祉教育(総合的な学習の時間)等に、車いすなどの福祉教育用具を貸し出すことにより、地域での交流活動や疑似体験などの福祉教育を推進し、地域福祉活動の促進を図ることを目的に社会福祉法人旭川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)ボランティアセンター(以下「センター」という。)が行う、福祉教育用具の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しについては、福祉教育、研修等を行う次の各号の者を対象とし、利用希望が重複する場合は、各号に掲げる順に貸し出すものとする。

- (1) 旭川市内の教育機関
- (2) 旭川市内の地縁組織
- (3) センター登録ボランティア団体
- (4) 旭川市内の福祉関係事業所
- (5) 旭川市内の民間企業

(貸出しの条件)

第3条 次の各号に該当する場合は、前条に規定している者であっても貸出しを行わない。

- (1) 政党や宗教団体の宣伝を目的とした活動のために使用すること。
- (2) 貸出しを受けた資機材を営利目的活動のために使用すること。
- (3) 個人的な活動のために使用すること。

(貸出物品)

第4条 貸出物品は、別紙一覧のとおりとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間については、使用する日を基準に、貸出返却の前後2日間を加算した日数とし、最長で1週間とする。また、貸出期間中の転貸は認めない。

(貸出料金)

第6条 貸出料金については、無料とする。

(貸出申込み・手続き)

第7条 貸出申込みと手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 貸出しを受ける者(以下「借用者」という。)は、事前に電話等によりセンターへ貸出物品の予約をする。
- (2) 借用者は、借用時に「資機材借用申込書」(別紙様式)に必要事項を記載して、センターへ提出する。
- (3) センター担当職員は、貸出し時に使用上の注意、返却時の清掃及び消毒、高齢者疑似体験セット内の整理方法について説明する。

(貸出物品の返却)

第8条 借用者は、貸出物品を返却する際には清掃及び消毒を行い、原状に復した上で返却するものとする。

(返却手続き)

第9条 センターは、返却された貸出物品の数量と損傷等の有無について確認した上で、貸出物品を受領する。

(貸出し・返却時の運搬)

第10条 貸出し・返却時の運搬については借用者が行い、運搬にかかる経費は借用者の負担とする。

(賠償)

第11条 貸出した物品について、故意又は過失により損傷又は滅失した際には、借用者に対し弁償を求めるものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(賠償責任)

第12条 貸出物品を使用して、事故やケガ、感染症などの被害が生じた場合であっても、本会では、一切損害賠償責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別紙

貸出物品一覧

	品 名
1	車いす
2	高齢者疑似体験セット（成人用）
3	高齢者疑似体験セット（子ども用）
4	アイマスク
5	白杖
6	プロジェクター
7	スクリーン
8	ワイヤレスアンプ

様式

福祉教育用具借用申込書

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
会長 様

裏面記載の承諾事項について全て了承の上、次のとおり資機材の借用を申し込みます。

■借用者

申込年月日	令和 年 月 日	
団体名	団体名	
	担当者名	
	電話番号	— —
使用目的		
借用開始日	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時	
返却予定日	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時	

■借用物品

	物品名	保有数	借用数量
1	車いす	自走式 13台 介助式 2台	台
2	高齢者疑似体験セット (成人用)	20セット	セット
3	高齢者疑似体験セット (子ども用) ※	10セット	セット
4	アイマスク	20枚	枚
5	白杖	20本	本
6	プロジェクター	2台	台
7	スクリーン	(100インチ) 2台	台
8	ワイヤレスアンプ	(マイク2本付き) 1台	台

※おおむね小学3年生以下

貸出す物品は、全て消毒をした上で、点検整備及び衛生管理に努めています。
貸出す物品を使用して、事故やケガ及び感染症などの被害が生じた場合でも、
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会では、一切賠償責任は負いません。

貸出担当	返却担当

(借用者の承諾事項)

- 1 借用物品を返却する際には、借用者において清掃し、原状に復した上で返却します。
- 2 借用・返却時の運搬は借用者が行い、その運搬にかかる経費については、借用者が負担します。
- 3 故意や過失によって借用物品が破損又は滅失したときは、借用者が弁償いたします。
- 4 万が一借用物品を使用して事故やケガ及び感染症などの被害が借用者や使用者等に生じた場合でも、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会へ損害賠償は一切求めません。

■福祉教育に関する参考ページ

○地域福祉・ボランティア情報ネットワーク

(全国社会福祉協議会地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター)

「福祉教育の推進」のページ

https://www.zcwvc.net/welfare_education/



「福祉教育推進関係情報」のページ

<https://www.zcwvc.net/volunteer/reference/welfare-education/>



○北海道ボランティア・市民活動センター（北海道社会福祉協議会）

「福祉の学習推進パンフレット」

<https://dosyakyo-fukushiedu.jp/panflist/>



○板橋区「りんりんちゃんが車いす体験してみた 車いすの乗り方・降り方 ver.」

※YouTube チャンネルです。

<https://www.youtube.com/watch?v=WUPR9LDH06E>



○静岡県社会福祉協議会「みんなちがっても、おなじ「いのち」

(静岡県社会福祉協議会福祉教育副読本)

※YouTube チャンネルです。

<https://www.youtube.com/watch?v=TSXJuTmZj5E>



○北海道上川総合振興局「障がい者が車椅子でセルフ給油にチャレンジ！」

※YouTube チャンネルです。

<https://www.youtube.com/watch?v=KJc8XEKfk9w>





旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター

住 所	〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階		
電 話	(0166) 21-5550	F A X	(0166) 23-0746
E メール	volunteer@asahikawa-shakyo.or.jp		
ホームページ	https://www.asahikawa-shakyo.or.jp/volunteer/		
Facebook	https://www.facebook.com/asahikawa.vc/ ※「まちづくり ボランティア 旭川」で検索してください。		
Instagram	https://www.instagram.com/asahikawamachivolunteer2024/ ※「旭川市社協 まちづくり ボランティア インスタグラム」で検索してください。		
開 所 時 間	平日の午前8時45分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)は休み)		



フェイスブック
二次元コード